

昭和 44 年以来蓄積された信頼とノウハウ 民事執行等補助業務、不動産売買・仲介のことは 西神総業にお任せください。

民事執行等補助業務

弊社は昭和 44 年創業以来、一般強制執行立会・土地家屋明渡及び建物収去などの裁判所執行官が取り扱う民事執行の補助業務を中心として、破産物件の精算業務・管財物件の買受及び仲介・事務所移転等に伴う引越し業務など、お客様の幅広いご要望にお応えして参りました。なかでも、強制執行等補助業務におきましては、これまで積み重ねてまいりました信頼のもと多数の案件を取り扱わせていただいております。

弊社では、より質の高いきめ細やかなサービスを提供するため、多数の許認可を取得しております。また、慎重に取り扱うべき個人情報に対応するためプライバシーマークを、環境に配慮したきめ細やかなサービスを提供しハイレベルな基準を維持するため、ISO 9001、ISO 14001を取得しております。

このように弊社は、周辺環境にまで配慮した総合的なコンサルティング企業として、ハイレベルできめ細やかなサービスを得意としております。

不動産売買・仲介

■一般不動産販売及び仲介（不動産コンサルティングマスター設置店）

■管財物件の仲介及び買受

■管財物件・破産物件の清算業務



お気軽にお問い合わせください。

☎078-652-1050

✉info@seishinsogyo.co.jp

大阪弁護士協同組合特約店

西神総業有限公司

〒652-0881 神戸市兵庫区松原通 1-2-11

[http:// seishinsogyo.co.jp/](http://seishinsogyo.co.jp/)